

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第56回 議事録

1 日時：平成21年7月2日（木）18：00～19：30

2 場所：東海大学校友会館 阿蘇の間

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、伊能 美和子、植井 理行、華頂 尚隆、河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、長田 三紀、福田 俊男、藤沢 秀一、堀 義貴、三尾 美枝子

（以上22名）

（2）オブザーバー

大山 永昭（東京大学 教授）、川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、中村 秀治（三菱総合研究所）、西谷 清（ソニー株式会社）、元橋 圭哉（日本放送協会）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原コンテンツ振興課長

（4）総務省

小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、安藤 情報流通振興課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長

4 議事

（1）中間答申（案）について

【村井主査】 それでは、ただいまから、情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の第56回会合を開催いたします。

委員の皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、欠席された委員、ご出席のオブザーバーの方につきましては、いつものように席上に配付させていただいた資料をご参照いただきたいと思います。

本日は、前回、前々回の委員会において、取引市場ワーキンググループ、技術検討ワーキンググループ、それぞれの答申骨子（案）について議論していただいた内容を

踏まえ、中間答申に関する骨子全体を作成しているということです。これについてご審議をいただきたいと思います。骨子につきましては全体、本文案につきましての取引市場に関する中間答申本文案は、本日、お手元に配付してありますので、ご参照ください。

それでは、まず、事務局から資料の確認、それから事務局資料のご説明もあわせてお願いします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、本日は、資料１、資料２として中間答申（案）をお手元に配付させていただきました。

それでは、事務局が作成いたしました資料１につきまして、取引市場ワーキングと技術検討ワーキングの報告という２種類について、それぞれ骨子案をご議論いただいておりますが、そのご議論を踏まえて修正していただいたものをご説明いたします。

まず、コピー制御に係るエンフォースメントのあり方についてでございます。これについては、１１ページ以下、エンフォースメントの今後の改善のあり方ということについて主としてご議論をいただいたわけでございますが、そのときのご議論及びその後にいただきましたご意見等を踏まえまして、若干の修正をさせていただきます。

１２、１３ページ、それぞれ提言の骨子ということになっておりますので、若干復習を込めてご説明申し上げますと、まず１２ページ、エンフォースメントのあり方につきましては、地上デジタル放送の円滑な移行という目的のもとに、利用者に対してＢ－ＣＡＳと並ぶ新たな選択肢を拡大する。それが望ましく、かつ可能な限り早期に、追加する選択肢の具体化と導入を図る必要があると、この点については異論がなかったということであります。それから、箱の②でございますけれども、方向性としては２つである。いずれも２つの方向性で新たな選択肢の検討・導入を進めることが適切ではないかということで、１つは現行のＢ－ＣＡＳカードの小型化、あるいは事前実装という検討を進めていただいて、その枠組みの中での利便性の向上ということは、これはこれでやっていただくということが１点。

２点目は、Ｂ－ＣＡＳカードとは全く異なる枠組みでございますが、コンテンツの保護に係るルール、これは遵守すると言った人にはすべてコンテンツ保護に係る技術仕様は開示をしますというやり方。

この２つの方向で新たな選択肢を検討していただければいいのではないかとありますが、このＢ－ＣＡＳカードの小型化、事前実装という従来の枠組みにつ

きましては、既に民間ペースで具体的な取組が開始され、特に小型化については既にそれを進めていく旨の報道発表も行われているところでございます。こうした動きはさらに加速・推進していただくということが当然ながら期待されるわけではありますが、今までとは違う、技術仕様を開示していく。技術仕様開示を制限しないという考え方につきましては、この委員会でいろいろご議論があったところでありまして、下に技術、契約と分けて書きましたが、そういったところに書いてある前提に配意して、国民で検討・導入を図っていただくことが望ましいのではないかとということであります。

それで、技術、契約というところで、それぞれ配意事項を書かせていただいているわけではありますが、ここの内容が、次の１３ページとの絡みがありますので、先に１３ページのところを説明させていただきます。

１３ページ、箱の中の①にありますとおり、２０１１年７月２４日の期限までに、可能な限り早期に新たな仕組みの運用が開始されることが望ましい。こういった大枠の枠組み及び大枠の目標については特にご異論はなかったところでございます。

そして、この新たな方式について、今後の進め方の大枠の枠組みといたしましても、まず新方式の運用開始を目指して、技術と契約で対応できる範囲の検討を進めて、新方式の内容の早期明確化を図る。その後、新方式の運用開始までに、適切な場で、技術と契約以外の制度の実効性を検証し、補完的制度の可否を含め検討を開始し、進めると、これが進め方の大枠ということであります。

それでは、この技術と契約という新方式の内容の明確化ということが具体的にどういうことかということが③に書いてあるわけでありまして、下記のプロセス、下に大ざっぱな図を書いてあります。このプロセスについて、まず関係者はスケジュールを共有していくこと。そして、新方式の導入、運用といった動きを加速・推進していくことが期待されているということでもあります。そして、この場にいらっしゃる方のコンセンサスが基本にございますので、放送事業者さん、受信機メーカーさん等関係者全体が協力・協同して進めていくことを基本的な考え方とするということでもあります。

そして、④以下のところが前回以前のご議論を踏まえて付け加えていただいたところでありまして、「関係者がスケジュールを共有し」というところをブレイクダウンするとどういうことになるかということを書いたものであります。特に前回以降ご議論のありました、To Do リスト、つまり、だれが、何をやっていくのかということについて明記していくことが必要ではないかというご指摘を踏まえて書かせ

ていただきました。

関係者が協力して作業を進めていくことが、下の１）、２）については必要ということでございますが、それぞれ主語と動詞をある程度明らかにしたというところであり、ここで掲げられている主語の方々に対して、当審議会としては作業の進捗をお願いするということになるわけであり、

まず、１）について、ＡＲＩＢにおいて、新方式に関する標準規格を、中間答申で提言する前提——これが１２ページにそれぞれ技術、契約に書いてある内容でございますが、この前提に沿って見直すともに、Ｄｐａにおいて、見直された技術方式に沿った運用規定の策定を図るということ、これがＴｏ Ｄｏ リストの一つでございます。

次に、放送事業者等関係者の方々において、こういった技術方式・運用規定を踏まえた契約条件を策定し、そして、その技術、運用、契約のもとにおいて受信機の製造・販売が可能かということについて、受信機メーカー等に対して意見を求めている。そうした結果を踏まえて、ライセンス発行・管理機関の設置に取り組んでいく、こういったことを放送事業者等関係者の方々にはお願いできないかということであり、当然ながら、このライセンス発行・管理機関に係る関係者の方々につきましては、これが設置された後には可能な限り速やかに、鍵の配付等業務開始の実現に向けて取り組んでいただきたいということであり、前回のご議論でありました、だれが何を、というところについては、こういった形で明らかにさせていただきました。

そして、前回もご指摘いただいた、可能な限り早期にということに関する工夫といたしまして、既にこの新方式について、ある程度技術的な蓄積をお持ちのＡＲＩＢ、Ｄｐａにおいて、こういった新たな方式に関する規格の情報を十分に活用して、ＡＲＩＢ、Ｄｐａで議論され、既に公表もされているその成果物を十二分に活用して、今回の答申の配意事項を踏まえて見直していただく。そういったことを行うことによって作業の時間を短縮し、可能な限り早期の実現に資するのではないか。そういった観点から、１）を書かせていただいたところであります。

それとあわせまして、既存システムの最大限の活用ということを踏まえ、１２ページのところをいま一度見直していただきますと、例えば技術のところでございますが、これはすべてそういった前提のもとに、配意事項ということで考慮いただいているわけですが、④のところ、既存の受信機との互換性を常に念頭に置き、かつ互換性ということ念頭に置けば、例えば③あるいは⑤に書いてあるような、そういった既存の

受信機との互換性を考えて、技術的な方式を検討いただきたいということ。

それから、互換性ということ言えば、⑧に書いてありますとおり、デジタル放送の場合、すべての受信機が同じような動作をすることが必要という観点から、様々な法令あるいはルールとの整合性をとって、それぞれ放送事業者、受信機メーカーの技術的な措置ということを指摘していただいているわけであります。

したがって、そういった諸法令やルールの中身について、例えば電波法等の関連、諸規定ですとか、あるいは規制改革３カ年計画の閣議決定、その中で受信確認メッセージなどにかかわるような、いわゆるデジタル放送に関連した部分、こういった法令やルールと整合性がとれたものとするということは留意してやっていただけないか。

あるいは、ＡＲＩＢ、Ｄｐａ等の機関でも、様々なデジタル放送に関する標準方式を策定・公表されております。こういった今まで守られてきたルールは、引き続きそれぞれ配慮いただくということで、既存の受信機との互換性、あるいは、既存の検討の成果物の活用による検討時間の短縮、といったことに取り組んでいただけないかということでございます。

したがいまして、１３ページに書きましたとおり、ＡＲＩＢやＤｐａにおいて、あるいは契約条件の策定を放送事業者等関係者によって進めていただくときには、１２ページの技術、契約のところに書きましたことに配慮しながら検討していただけないかということでもまとめているわけでございます。

エンフォースメントにつきましては、１２、１３ページのところがご議論を踏まえて修正したところでありまして、あとは、この新方式を導入したときにどういった商品企画の広がりが出てくるかという期待感について、前回の委員会で三菱総研さんからご報告をいただいたところではありますが、そういった期待感ということについても、情報としては付加しておいた方がいいのではないかとご指摘をいただきましたので、それについては、そのように答申本文の作成のときには取り計らわせていただきたいと思いますと考えております。

エンフォースメントにつきましては、おおむね以上のとおりでございます。

次に、前々回ご議論いただきました１５ページ以下、コンテンツの取引市場の形成というところでございます。これにつきましても様々なご指摘をいただいたところでもございまして、それを生かした修正を３０ページ以下の「提言」のところで反映させていただきます。

順次ご説明いたしますが、まず31ページのところ、コンテンツ流通促進という観点から、放送事業者さん、権利者団体さん、番組制作者さんといった関係者の取組の現状をご紹介します、それについて委員の方々からどういった評価があったか、そして、これからどういった課題を検討していかなければならないかについてご議論をいただいたわけでございます。そして、そういったこれまでの皆さんの取組とその評価についての議論の中から、何がいちばん重要なエッセンスとして考慮していくべき事項なのかということをもとめてくり出したものでございます。

おおむね3点と考えられまして、1つ目がコンテンツ流通促進のための制度に関する議論が随分顕在化してきたこと。この委員会においても、いわゆるネット法に関する提案者の方々においでいただき、何回か意見交換をしていただいたところでございます。2番目が権利処理円滑化に向けた民間主導の取組。この場でも、映像コンテンツ権利処理機構といった権利処理に向けた民間主導の取組についてご報告をいただきました。それから、コンテンツ製作環境の去年来の急速な変化。この3点について、主として提言をしていくに当たって配慮すべきではないかということでございます。

まず制度の議論の顕在化ということ言えば、やはり許諾権の制限の是非が論点として随分顕在化してきたということが挙げられるかと思います。つまり、インターネット上のコンテンツ流通をさらに促進していくということを考えた場合、権利者の許諾権制限をやる必要があるのではないかという立場のご議論があったわけですが、そういったことの是非について、本委員会を含めて非常に議論が顕在化いたしました。その際、制度が必要と言う方々の論拠の一つが、民間でいろいろ取り組まれていることは重々承知しているけれども、グローバルな市場の動きに今のままではついていけないのではないかといったことであったかと思います。

2点目が、そういう議論がある中で、特に今年に入ってからでございますが、権利処理の円滑化ということに向け、民間主導の取組は極めて活性化をいたしました。例えば3月の著作権情報処理集中機構、それから6月の映像コンテンツ権利処理機構、音楽・映像双方の分野におきまして、権利処理の効率化を目的とした組織が設立されたわけであります。

こうした機関の設立があり、かつその業務が進んでいきますと、これまでも著作権管理団体がいくつかあって、その団体の方々が権利処理の円滑化ということに取り組まれてきたわけではあります。そういった既存の組織の活動とあわせまして、

こういった集中処理のための組織が稼働し始めますと、権利処理がさらに飛躍的に効率化される可能性も出てきたのではないかと考えるところであります。

最後の３点目ではありますが、ただその一方で、製作環境が急速に変化いたしまして、昨年来の広告市場の縮小のあおりで、国内の番組製作市場が大きく縮小したということ、これは否めない事実であります。当然ながら、製作費の削減、それから番組製作機会が大きく縮小されたということで、国内のコンテンツ製作力の減退が著しいわけですが、ただその一方で、放送事業者、番組製作事業者をはじめ、コンテンツ製作に取り組む方々が、国内のみならず、海外という新たなウィンドウの開拓に取り組まれているということもこの場でご報告がありました。

以上３点を状況として認識した上で、何をやっていくべきかをまとめたのが３２ページでございます。基本的な考え方としては、今のような状況を考えますと、この放送コンテンツの取引ということについては、引き続き民間主導による試行錯誤、創意工夫の積み重ねを促進すると、これが昨年の基本的な考え方であったわけですが、その基本スタンスは変える必要はないのではないかとすることが最初の一つでございます。もともと、この審議は、コンテンツ取引促進のための法制度のあり方という諮問事項も含まれているわけですが、それに対する現段階での一つの考え方は、民間主導による試行錯誤と創意工夫が大事ではないかということであります。

ただ、その中にあっても、質の高い、競争力あるコンテンツの製作・流通が実現されていくことが望ましいわけですが、そのためには、コンテンツの創造に関与した方々に対して恒常的かつ適正な対価の還元と、それによって創造的インセンティブをさらに向上していくことが不可欠であるということ、これは昨年来の考え方を引き続き確認しているわけであります。

さて、当然ながら、この委員会の方々全体として、引き続き、視聴者の利便性の向上、それからクリエイターに対する創造インセンティブの向上、この双方に配慮して、それを促進する具体策を不断に模索・検証していくことが必要となってくるわけですが、当面はこの３点、すなわち権利処理の円滑化をさらに促進するための支援を行っていくこと、それから、番組製作者の間で製作力の疲弊が進んでおり、それを再生・強化するための取組を進めていくこと、それから、国内にとどまらず新たな市場開拓に取り組んでいる方々を支援していくこと、この３点を当面の重点事項として

進めていくべきではないかということでもあります。

特に冒頭、権利処理の円滑化に向けた取組促進に関して言いますと、最後の3項目、コンテンツ流通促進について、法的対応の検討が適時必要になってくること自体は否定する必要はないかと思ひますし、今年の知的財産推進計画においても、デジタル・コンテンツ時代に対応した法的制度を検討していくということ自体は記載されたわけですが、ただ問題は、法的対応の検討をするに当たり、その検討の場では、先に申し上げたような権利処理に関する民間主導の取組の変化を十二分に踏まえ、かつ、そういったことに取り組んでいる方々、主として今は権利者団体の方々ですが、そういった方々から意見を十分に聞く機会を確保する。それによってクリエイターの利益を不当に害しないという観点から、結論が得られるよう配慮することが必要ではないかということでもあります。

それから33ページ以下ですが、ではそのような考え方に立ったときに何をやっていくべきかということについて、前回、21年度補正予算等々との関係で、特にこういったことに配慮して進めていくべきではないかという意見をいただきましたので、主なものをピックアップし、それを生かした本文の記載としていきたいと思ひます。

まず、番組製作者や放送事業者の製作力の再生・強化という点でございますが、配慮事項というところに3つほど、この前いただいたご意見の主なところを書かせていただきました。何よりも、今回、補正予算等で進めていく施策について、緊急避難的な措置にとどまらないで、コンテンツ創造に関与した方々に恒常的に対価が還元されていく仕組みにつなげていくということが必要ではないか。

それから、単なるカンフル剂的なばらまきにならないように、持続的な製作環境の拡充につながる仕組みも大事であるということ。

それから、特に海外発信の場合も、今後、ビジネスとして継続し得る仕組みづくりにつながるような配慮が必要ではないかといったご指摘をいただいたところでありますして、コンテンツ製作力の再生・強化をうたうときには、こういった仕組みづくりに配慮した方々に対して支援が行われるように、というような提言としてまいりたいと思ひます。

次に、円滑化のための体制整備支援というところでございますが、これも前回、前々回の議論で、例えば今回の映像・コンテンツ権利処理機構の設立ということで、実演家の権利処理窓口が一本化されるということになりますと、これまで以上に権利

処理業務が効率化され、時間とコストの短縮が期待されるわけであります。そのこと自体は、コンテンツの製作・流通に携わる供給者側、それから視聴者側にとって歓迎すべきことであり、そうである以上、そういったことを全体として支援していくことが大事ではないかということであります。

次のページでございますが、新たなチャンネルやプラットフォームの開拓につきましても、日本のユーザーが持つ高度な利用環境、特に様々なプラットフォームや端末機器、それらに向けたマルチユースに取り組むいろいろなプロジェクトについても支援が必要ではないかということ。あるいは、いわゆるCGM、素人と言われてきた人たちが製作するコンテンツの質が急速に向上し、コンテンツ製作力は上がってきている状態であり、そういった人材の育成を行うには、一定のコストと時間を使って製作機会を付与していくことが併せて必要ではないか、そんなご指摘もいただいたところでございます。したがって、33、34ページのところ、それぞれ具体的な提言としては、こういった具体的な配意事項も盛り込んだ案文にしてみたいと思います。

取引市場の関係につきましては、以上、ご説明申し上げました骨子を文章化したものを資料2として席上に配付させていただきました。

事務局としてひととおり作成したところでありますが、特に第2節について、皆様からいただいた意見をなるべく幅広く拾うという作業をさせていただきました。ただ、答申という関係上、言葉の上でかなり短縮と平準化を図っておりますので、ちょっと趣旨が違ってくるのではないかなどお気づきの点があればご指摘をいただければと思います。これに限らず、ご説明させていただきました骨子と、この答申の案文について、整合性がとれていない部分、あるいは事実関係として直したい部分など、お気づきのところがありましたらぜひ補足あるいはご意見をいただければと思います。

答申の骨子として事務局が作成させていただいた資料について、説明は以上のとおりでございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

中間答申骨子（案）の第1章コピー制御のエンフォースメントのあり方、第2章コンテンツ取引市場の形成、それぞれについてご説明をいただきました。第1章については、前回の委員会で大分議論をしていただきました。地上デジタル放送への円滑な移行という目的を前提にしているということ、それから新方式の早期導入に向けた必要性の基本的な考え方について、技術検討ワーキンググループでも関係者の間で議論

し、本委員会でも確認をしていただきました。

その上で、前回の委員会の時に、ソフトウェア方式導入に向けた検討プロセスを明確化するとか、時期を明確化するというお話をさせていただき、それを受けて技術検討ワーキンググループにおいても議論をさせていただいておりました。13ページを見ていただきますと、具体的なプロセスについて書かれておりますが、運用開始のタイミングがいちばん右側にあり、それから手順的に、技術方式・運用規定の策定、ライセンス発行・管理機関の設置、放送局側の設備の改修、それから受信機の開発が、ライセンスの契約等々が終わった後に進められ、最後に、放送が開始されて、受信機の販売・普及が開始されます。この順番をベースに考えると、いちばん右側が、ここでの表現では2011年7月24日のデジタル全面移行の時期までに、可能な限り早期に運用が開始されることとありますが、当然のことながら、新方式が役に立つためには、7月からどこまで前倒せるかが一つの課題ではあります。いずれにせよ、ゴールをできるだけ早期としたいというデジタル完全移行に貢献するために議論してきたことが合意されておりますので、そのタイミングについて皆さんからご意見をお伺いしたい。

これまで逆算していくという議論をずっとしていただきまして、前回の委員会でも浅野委員等々に指摘をしていただきました。それらを受けて、先ほど事務局より説明していただいた、④の1)と2)について補足させていただくと、ARIBによって、新方式に関する標準規格を、この本中間答申が提言する前提によって見直すとともに、Dpaにおいて、見直された技術方式に沿った運用規定の策定を図る、つまり、いちばん左下の箱、これが1)です。それを踏まえて、放送事業者等関係者において、a)、b)、c)ということで、これが2)となりまして、ライセンス発行・管理機関の設置という真ん中の長丸になるかと思います。私の理解では、技術検討ワーキンググループの議論の経緯から考えますと、①、②を前提とすると目標時期が年内ということでお話をいただいておりますので、そうだとすると、13ページの④の「以下の1)、2)について、」と書いてある真ん中の部分の後ろに、年内の目標ということを入れたら良いのではないかと私は考えております。今の事務局の説明にそのことを含めた上で議論していただきたいと思います。

それからもう一つ、放送コンテンツの取引市場に関する部分が第2章です。昨年以降、放送コンテンツの流通・促進に関する制度による解決という提言等が出されてお

りまして、何度かその立場の方にご出席いただき、ご議論いただいたという経緯になっております。その中で、権利者団体の方々から、権利処理の効率化を図るための映像コンテンツ権利処理機構の設立のご報告をいただきました。民間の取り組みによってコンテンツの流通をまずは促進するという内容であり、この委員会での議論を正面から受けとめていただけたのではないかと認識しておりますので、組織の設立にご努力いただいた権利者の団体の方々、この場にも関連の方々がいらっしゃるでしょうが、この答申に沿って受けとめていただけたお礼を申し上げます。

答申案の修正、私からのコメントを申し述べさせていただいた上で、この件に関する今のご説明、それから時期等のことも含めてご意見を伺いたく、意見交換に移らせていただきます。

それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 全体、どこでもよろしいのですか。

【村井主査】 はい、どこでもいいです。

【河村委員】 では、先ほど主査がおっしゃった、13ページの④の1行目の真ん中あたりに「年内」という言葉が入るということで、何回もこのページを見てきて、初めて具体的な時期を耳にしました。なぜ書いてないのだろうとその辺がよくわからないんですが、「スケジュールを共有し」と書いてあるのに、スケジュールがなかったら何も意味がないと思いますので、これはぜひ書き込んでいただくということで、策定も設置も年内ということで、大変すばらしいと思いますので、これはぜひ書き込むということで進めていただければと思います。

それから、今まで検討の過程で申し上げてきた意見で、確認的にもう一回申し上げたいことは、32ページ、放送コンテンツ取引促進に向けた基本的考え方のあるところにある四角の中の②の対価の還元についてなんですけれども、コンテンツの創造に関与した者に対する適正な対価の還元、これによる創造インセンティブの向上、全く賛成で、このとおりだと考えております。そういうふうにあるべきだと思っております。

ただ、消費者としましては、確認のために、以前申し上げた意見と同じことを申し上げますけれども、放送コンテンツに関しては、無料放送であれば広告の中に、消費者が買ったお金が企業に行って広告放送になっておりますし、例えば放送コンテンツがDVDになれば、お金を払ってそれを買いますし、もし有料の二次利用のサービスになっていけば、ネットを通じて有料で見るかもしれない。そういう形でそこに参加

していくと。それ以外の対価の還元の当事者であるということは納得できないともう一度申し上げます。先ほど出ましたB-CASにしても、B-CASにかわるものにしても、権利者さんたちの権利を守るための仕組みにかかるコストも全部丸ごと機器の費用の中とはいえ払っておりますし、それによってくぐられたいろいろな制限や不便さも全部受けとめて消費者が負担しておりますので、それ以外の対価の還元の当事者ということにはならないであろう。なってはならないと考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 まず13ページのところは、河村委員がおっしゃってくださったとおり、先生、お口でおっしゃるのでしたら書いておいていただければそれでと思うぐらいなので、年内ということで、ぜひ書き込んでおいていただかないと次のステップに進まないのかなと思いますので、ぜひ書き込んでいただきたいなと思いますし、その上で、年内にそれができたら、その後も可能な限り早期に、ほんとうに私どもがそういう新しい受信機を手にすることができるように、さくさくと進んでいってくださるといいなと思っています。

もう一つは、後半部分のコンテンツ取引市場の形成について、これは私、1つ、小笠原さんの説明の中に完全に忘れられてしまっているものがあるのではないかなと思うんですが、放送局の皆さんはご存じですが、放送局と、それから製作の現場の皆さんと、それから学識経験者の皆さんと一緒に放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドラインをつくる作業にというか、私はほとんどいすに座っているだけですけども、参加させていただいております、皆さんの非常な努力でガイドラインができ上がっています。まだそれにまたつけ加えるものの議論は続いていますけれども、でき上がっております、今、皆さんが努力してそれぞれの関係業界に周知徹底を、いろいろご努力をしておられるところだと思いますので、そのことが書かれていないのは、同じ事務局でありながらお忘れかということでございまして、とてもいろいろ難しい議論を超えてガイドラインができたわけですので、できたということの紹介と、それから周知徹底を含めて、ぜひ書き込んでおいていただきたいと思いますし、そのことが、先ほど河村委員もおっしゃっていましたが、適正な対価の還元というところの一つの大きな答えになると思いますので、それはぜひ書いていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 まず1つは、13ページの点なんですけど、先ほど河村委員もおっしゃいましたように、年内というのが村井先生からお示しになられたということですので、多分これは運用開始から逆算したら当然の帰結だと思いますので、きちんと記述していただきたいと思います。

私どもが求めていた、「いつ、誰が」ということの、「いつ」というのはそこで解決するんですけど、「誰が」という点については、記述は「関係者が」となっていて、関係者は誰を含むのか、できれば注記でいいですから列挙していただきたい。

いちばん気になるのは、このライセンス発行・管理機関の設置のされ方です。運用開始以降、その後の運用の中で視聴者が不利益にならないように、ここがきちんと評価・監視していくということが必要だと思うんですけども、「関係者」の中に視聴者や消費者、国民は組み込まれていくとは書かれていないので、それをしっかり明記する必要があるのではないかなと思っております。

それからもう1点は、そことも関係するわけなんですけど、8ページの基本的な考え方のところ、「ソフトウェア方式」であったところが「技術開示方式」という表現になっていることです。私などが、やはりソフトウェアがいちばんいいんじゃないですかと主張していた部分が、2つ目のポツのところに「受信機製造者は、当該仕様に沿った機能をソフトウェア化あるいはチップ化したものを受信機に搭載して出荷」と書かれておりまして、少し後退したような印象があるんですけども、そのところは大丈夫なのでしょう。

インターネット等で過去の民放連の議論等を拝見しますと、2007年12月の時点で、ソフトウェア化を数年前から検討してきたけれども、受信機の急速な普及や今後の普及ピーク時を考えて、開発・導入が間に合わないから断念、チップ化に関しては、かなり有力で、大量生産すればカード型よりコスト安になると見られていると書いてありました。その後どうなったのかがよくわからないのですが、チップ化について具体的に言われているのに対し、ソフトウェア化についての情報がほとんど私どもは入手することができないので、これが2つ並んだときに、書かれてはいたんだけど、結果としてチップだけになってしまうということはないのだろうかという懸念を持ちました。

あるいは、2011年7月以降、いろいろな選択肢の拡大という意味では、B-CASの中でも小型化カードを含め選択肢が増えていることは確かだと思うんですけれ

ども、ここでソフトウェア化とチップ化という2つのものがある、開発しやすくコストの安いチップ化の方に最初は動く。けれども、もろもろのことを考えていくと、ソフトウェアの方がいいねと言って先々に進んでいった場合に、消費者、視聴者が何か不利益をこうむることがないのか、価格が視聴者、消費者の選択をゆがめるようなことがないのか。ソフトウェア化とチップ化のメリット・デメリット、将来の見通しまで見越して書かれていると思いますのが、どういうふうになっていくという絵に基づいてこの2つが書かれているのかについて、当事者の方、あるいは検討ワーキングに参加されている委員の方にご説明いただきたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

まず私から、今のご質問のご説明をさせていただきます。後ほど技術検討委員会に参加されていた方にご説明いただけるので、とりあえず簡潔に私の理解していることをご説明いたします。

技術検討ワーキングではソフトウェア方式とチップ方式を分けてずっと検討しておりまして、以前親委員会でもお示しした際は2つの方式を分けてご説明しておりました。その後、技術検討委員会で議論を進めていった中で、技術的な方式と申しますか、仕組みとしては、つくり方の問題上、ソフトウェアもしくはチップで供給するというプロダクションの方法に関しては、技術的には同じことを言っているの、一まとめにしましょうとなり、技術検討委員会からお示ししていた資料において、2つに分かれていたソフトウェア方式とチップ方式を一本化しました。8ページに※技術開示方式と書いてありますが、私の記憶では、前回まではソフトウェア方式と書いてありました。

これはソフトウェア方式とチップ方式をバインドしたのですが、技術的には両者は一緒に、製造の方法が違うので、方式というよりは製造の選択肢のうちであろうと、以前にも私からそのようなご説明をいたしました。ソフトウェア方式とチップ方式をバインドした、その本質は何かというと、新方式で製造する方にはどなたにも技術方式を開示するという方針が共通しており、本質は技術を開示するという点にありましたから、ソフトウェア方式だと混乱を生じさせる名前だというご指摘も受けました。製造される方はどなたも参加できますので、技術開示方式というセマンティックス、意味に合わせたタグに変えたという経緯があります。

それからもう1点、私から、技術ワーキンググループの主査としてご説明しておく

べきことがあります。１３ページをご覧ください。多分高橋委員がご指摘になりましたが、かつてソフトウェア方式として検討されて実現しなかった方式には、その際の経験的な蓄積、検討の蓄積がありますので、先ほどのスケジュールだとかなり技術的には苦しい、運用的にも無理な部分があるのですが、先ほど私も年内にと申し上げたのは、皆様からいろいろご指示をいただいておりますが、それは目標であって、どの日程を押すかは、それぞれ担当の方によってどちらにしわ寄せが来るかという部分がありますので、どのタイミングで今回の答申の中で日付を明記するかは、いくつかの選択肢がありました。

今ご質問にあったいちばん左の技術方式・運用規定の策定をできるだけ早くしたいという状況の中で、いろいろな経験、議論、あるいはかつて検討したソフトウェア方式の蓄積や経験を応用して策定していけば、この部分が早期に決定できるだろうという見通しでした。そうしたことを技術検討ワーキンググループの中で議論をいたしました。

したがって、１２ページに記載されている、新方式の前提条件には、いくつかの条件が書いてありますが、こうしたコアな部分については、既にある意味で検討して自信のある、実績のある技術的な方式を採用しているといえます。

製造の方式がチップかソフトウェアかという部分に関しては、技術検討ワーキンググループの議論の中では、その２つに、例えば政策的な意図があった議論だったと私は理解しておりません。つまり、問題は方式をどう作るかです。方式については早くできる方でやっていただければいいのですが、これはちょっと余計なことかもしれませんが、私の直感では、おそらくソフトウェアで作る、それからチップで作ると言ったときに、技術的な蓄積の有無や、ラインの大きさ、スケールなどに大きく依存すると思います。どちらが早い、どちらがコストが低いかなど、消費者にどのくらいの影響があるかは、実に細かいスケール、規模、それから時期を検討しないと分かりかね、本当にフィックスすることはできません。したがって、製造の選択肢として、このようにしておくのが適当である。という議論をしたと私は認識しています。

私からの説明は以上ですが、担当者の方がいらっしゃいますので、またその時にもお答えいただきたいと思います。私の言っていることがどこか違っておりましたら、また後で補足をしていただきたいと思います。次は椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 エンフォースメント、Ｂ－ＣＡＳに関しては、ここに年内という言葉が入

るということで、そのことを歓迎したいと思います。他には特段何もありません。今後はスピード感を持って肅々と進めていただければと思います。それで、全貌というものがよくわかるような形に、できるだけ早くなればいいなと思っています。

それから、取引市場に関連する部分につきましては、提言の部分に、我々の真意がありますとか、縷々申し上げた意見もきちんと取り上げていただいております、非常にありがたいと思っています。

それから、対価の還元について河村さんがおっしゃったことはよくわからなかったんですが、確認というふうにおっしゃったので、僕も確認の意味で申し上げますと、少なくともダビング10に係るコピーの対価の戻し方について、当検討委員会は宿題を背負っていると思います。消費者は既に支払っているとおっしゃいましたけれども、その支払っている部分のお金の戻し方について非常におかしなことが生じている補償金制度というものがあって、そのことによる対価の還元は期待できないけれども、ダビング10をやろうということを決めました。そのところでは、ひょっとしたら補償金制度によらない対価の還元があるよねということで話を決めたはずですが、でもそこで言う対価の還元とは、あくまでもコピー制限の緩和に関する対価の還元であったわけで、話がもう全部済んでいるんだという趣旨のお話であれば、それは間違っているとわざるを得ないと思います。

それから、取引市場に関連する話として、おととい開かれた知財本部の会合で、NHKさんからNHKオンデマンドの詳しい費用構成の発表がありました。そこでは、著作権以外の要素として、例えば神社仏閣に対する許諾の申し入れが非常に困難をきわめるといふ事情がいろいろ細かに述べられたんですが、そうした交渉やなんかに要したマンパワーとか費用などが、すべて権利処理の費用ということで計上されているわけですね。そこが非常に大きな負担になっているということなんですけれども、こういう部分の負担というのは、何も著作権に関する法的な制度、例えばネット法などを制定したとしても解決する部分じゃないわけです。

それからまた、絵画や写真といったコンテンツについては、出版社や新聞社が絡む場合には非常に高額な使用料を請求されるケースが多くて、配信のビジネスモデルから得られる対価に見合わないということが言われていました。少なくとも、放送番組というコンテンツをネットという新しいメディアに流そうとする場合に、そのことをやるパイオニアであればあるほど様々なハードルが存在して費用がかさむことが予想

されるんですけれども、それがすべて権利処理のコストだと言われてしまうと、それは違うんじゃないかと思います。この検討委員会でも、何で流通しないんだということをいろいろ追い込んでいった結果、ビジネスモデルが成立しにくい収益性の悪さというところに行き着いたかと思いますけれども、まさに数字をもってそのことを証明する内容であったのではないかと思います。

答申にも触れていただいた我々の実演家の権利処理機構については、6月19日に法人登記を完了しまして、今後、具体的な中身の詰めの作業に入っていくわけなんですけれども、こうした試みが一定の評価を受けて、流通・促進のための法的対応の必要性に関する議論が下火になることはとてもうれしい限りではあるんですけれども、実は、大事なことはそんなことではなくて、いかにネットというものを産業や生活や文化にとって有効な形で活用していくべきなのか、いかに収益性をよくしていくことができるのかということについてもはや議論すべきであるし、だれよりもそうした役割を負わされているのがこの検討委員会なんじゃないか。この検討委員会の名前を見るだに、そういうふうに思うわけです。そういう議論に入っていくことはできないのかなと、この答申を見てつくづく思います。突出した利害の調整だけで終わってしまっただけでほんとうにいいのだろうかということを思います。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、堀委員、お願いいたします。

【堀委員】 毎回言っていることと重複するかもしれませんが、お許してください。

長い時間かかって中間答申まで行ったことはよかったんじゃないかなと思います。ただ、技術的な、B-CASにかかわること云々ということは、我々は素人なので、ライセンス発行・管理機関の設置と言っても、ここに書いてある具体的に鍵を発行するとか、鍵の生成・管理というのがどんな仕事なのかというのは、全然想像がつかないんですね。透明に、透明にと言っても、言っていることがよくわからないのに、透明というのはどういうふうにしたらみんながわかるようになるのか。そのためにわざわざもう一つ団体を作ってしまうのか。団体をつくるコストはまたかかってくるわけだし。では、既存の団体で仕事の量を増やすことはできないのか。今、私的録音補償金管理協会には各業界の団体も、有識者の方も理事として入っているので、そういうところでできないものなのかという素朴な疑問がある。だから、その透明性を増すということは、どんな仕事をやっているのかということがはっきりしないといけない、もう一つわけのわからない団体ができてしまったみたいなことにはならない方が皆さん

納得するんじゃないかなと思います。

それから、流通に関して言えば、非常に分厚い資料で、何となくわかったような、わからないような感じなんですけれども、最終的に流通が進めばどのようにマーケットが広がるのかということは全く書いていない。相変わらずゼロサムの話で、コンテンツのことを言っているはずなのに、チップ型の新しい機械ができれば、メーカーさんは商品が売れるかもしれませんが、具体的にコンテンツのマーケットがどのように広がるのかということは全く見えていない。先送りになっている。でも、現実的にはもうネット社会というものが始まって、ネットに流通させばうまくいくということは、何となく権利者に対しても、いろいろな団体に対しても提言されているんだけど、その先には全く希望が見えていないというのはちょっと残念だなと思います。

でも、現実的にはネット社会というのは国境も時差もない。うそもほんとうも入りまじっているものができ上がってしまっている。P Cレベルでやるのか、モバイルでやるのか。モバイルでやるにしても、日本の国内のモバイルは、世界でも圧倒的に進んでしまったという現状が果たしてどうなのか。エイベックスとN T T ドコモが始めたB e e T Vというのは、既に有料会員数が4 0万人いるわけです。たった数カ月で無料のサービスサイトから4 0万人が入るとするのは異常なことなんです。でも、そこには地上波の放送の番組は一つも流れていないわけです。いいコンテンツがあって、魅力的であれば、こういうことが起こるんですね。

でも、何でも十把一からげに議論しているコンテンツの話は、何となく難しく書いて、利害関係がぶつかっていますよということだけがはっきりしただけで、マーケットが広がりそうなことはどこにも書いてないということはどうなのかなと。ダビング1 0や、先ほどの話にもありました私的録画補償金のことを言っていると思うんですけど、もうない方がいいと。じゃあ、具体的にその分はどうやってマーケットが広がっていくのかと。国内でマーケットがダウンしていくというのは前にもお話ししましたが、その補完はどこでするんだと。

先ほど言われていた、D V Dを買えば消費者は対価を払っているというようなこともよくわかるんですね。でも、現実には、あれは製造物を買っているのであって、工場の経費や販売促進の経費、製造の過程で4, 0 0 0円で買ったD V Dのほとんどはコストとして出ていって、実際のコンテンツのクリエイターや出演者への対価というのはほんの数千円なわけです。でも、現実には、それはもう一時的に買ったというこ

とで、対価は払っているというレベルでまだ議論をこれからもしていくのか。そこがコンテンツにかかわっている者からするとすごく厳しいなと思います。

現実に海外展開の話も出ていますけれども、今まで日本が知財の分野、コンテンツの分野で世界第2位だったというのは、非常に保護されていたからです。日本語以外のソフトに関しては排他的であったし、海外のマーケットと戦わなくてもちゃんと勝てるようになっていた。でも、あの2チャンネルですらもうシンガポールに売られてしまったわけです。日本人が日本語でせつせと打ち込んでいるものはシンガポールのものなわけです。それがネットの社会だということに気づかずに、いつまでもゼロサムの論争を何年も続けていくということの無駄にそろそろ気づいてほしいなと。シンガポールは、優秀な技術者、クリエイターを世界中から集めているわけです。同じ資源のない国としては、シンガポールは国策としてそっちに向かって行っている。さて、日本のビジョンはどこにあるのか、ということ、どのお役所の審議会でも何も提案されていない。いつまでこれは続くのかなという疑問が相変わらず続きます。

では、日本のソフトで勝てるものは何か。日本語がマイナスだということ、ことさら強調するつもりはないんです。ちょうど今時分、フランスでジャパン・エキスポをやっていますけど、15万人が来るわけです。ここはアニメと戦隊もののヒーローショーとか、ゴスロリのファッションショーとか、およそここでは議論しないようなもののために15万人が集まってくる。では、フランスに来られない人は一体何十万人、何百万人いるんだろうと思ったときに、その話をしないで、ダビング10の話を一生続けるということの瑣末さというか、そこをもうちょっと考えて、もうちょっと研究したらいいんじゃないかと。コンテンツに関してのどの審議会の話を聞いていても、コンテンツに関してのセンスが非常に低いように思います。数字や統計、諸外国の情勢など、主観でこう思いますということばかり並び立てられていて、実際に世界でコンテンツを買いたいと思っている人の情報があまりにも出ない。例えばゲームは世界で売れているかもしれないけれども、国際大会で日本のゲームを使ってコンテストをやっているところがだんだん少なくなっているわけです。そういう実態をちゃんと見極めてほしいなと。それでコンテンツ立国ということを考えないと、みんなでしゃべっている間にマーケットはなくなって、全部外に出ていってしまいますよという、そういう警鐘をぜひ鳴らしてほしいなと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、福田委員、お願いいたします。

【福田委員】 それでは、私からはエンフォースメントを中心にご意見を申し上げたいと思いますが、私も若干、前々回と重複することがありますこととお許しいただきたいと思います。

前回申し上げましたけれども、民放事業者は、おととしの１２月に、それまで開発をしておりまして、その当時言っておりました新方式について断念をいたしました。これが、先ほど主査からありましたように、蓄積になって残っているということがあるので、今議論されておる方式について役立つということにつながったとするならば非常に効果があったということになると思いますが、そのときにあわせてＢ－ＣＡＳ方式の低廉化を含めて、もちろん不透明さは除きますけれども、これでしばらく行くということを機関決定しておりますので、改めて今、皆さんのご意見の中で、各分野の方が新しい方式で併存する形のものを探していきましょうということになりましたので、民放事業者としても、前は私個人の意見として申し上げましたけれども、民放全体として検討に入っていきたいと思います。

ただし、これからは民放事業者が単独でやるという事業はないと思いますので、関係者の皆さんのご協力はできないと思います。先ほど、関係者とはだれかというご指摘もありましたけれども、いつ、だれが、さらに加えて何をするかということについての明確さを少しやっていかなければいけないだろうと思っております。

しかしながら、検討の後にハードルが幾つもあると認識しております。１点は、資料の１２ページでありますけれども、今回の方式につきましては、技術レベルでは⑥早期に仕様の策定ができる受信機の市場への導入ができて、簡便な運用ができるという一方で、右側の契約の留意事項①受信機実装に必要な秘密情報が漏えいするリスクが存在するということについて覚悟する必要があると既にここに指摘されておりますので、数回前の会議以前も、当然ながら、これに伴って、穴を埋めたり、補完をするものとしての制度的な整備も必要であるということが主張されておりますので、私も、これをスタートするに当たっては、その担保がなければ後々に禍根を残すものになるだろうと思っております。そういう意味で、足りないものを補う制度を作っておくというのは何事にとっても自明の理でありますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

それから、先ほどライセンス発行・管理機関は何をするのかということがありましたけれども、これは後に技術の方にご説明いただきたいと思いますが、これま

でB-CASに対するいろいろな疑問が出されておりましたので、新しい方式の管理もB-CASに任せるのではないよねということについては、どこかに記述をされていると思いましたけれども。そうすると、新たにつくるのか、既存の組織を使うのかといったことを含めて、ここまでやってきた以上は、関係者の皆さんに参加をしていただいた上で、透明に進めていくべきではないかと思っております。その上で、具体的にどういう仕事があって、どういうことをするのだということについての説明は、おいおいされていくのだらうと思っております。

それから、先ほど高橋委員からありましたけれども、チップなのかソフトウェアかということについては、主査から一括ご説明がありましたのでこれについては省きますけれども、それでは、この方式について、いずれにせよ、短期間に応募していただけるメーカーの方がいるのかどうかということも非常に大きいと思います。この中で、2011年7月よりも可能な限り早くという設定をしても、あるいは早めにもろもろの策定ができたとしても、その技術に応募される方がなければ絵にかいたもちになってしまうということが1つ。

さらには、技術機関ができたとしても、メーカーさんがこれを積んでいただけるかどうか。主として数社でありますし、きょうもメーカーさんが2社ご出席されておりますけれども、聞きますと、営業行為には相当差しさわりが出るということは知っておりますけれども、我々としては、応募していただいてつくった方式にだれも搭載をしてくれないということであれば、前回の新方式と全く同じ、二の舞を踏むということになりますので、そこについてはメーカーさんの意見をお伺いしたいと思います。

これについては、もう明快に、13ページにおいて、b)のところで、可能性についてメーカーさん等の意見を求めるということがありますので、これは極めてえんきよくな表現にされているのではないかと思います。それはそこそこつくるよということでは非常に困りますし、かつてメーカーさんも言われたように、ある意味ではロット数の問題もありますから、逆にロット数が出ないと我々にとってみても数のメリットが出てこないという裏返しになろうかと思っておりますので、そのところは確認をさせていただきたいと思います。

さらには、我々の仕事としては、13ページの放送局送信設備の改修というのがありますけれども、実は民放だけでも127社、NHKさんの放送局が54局としますと、全部の放送局の設備改修がどの程度必要なのか。これは2つあります。コストの

問題と期間の問題です。その一方で、これにかかわるメーカーさんというのは2ないし3と申し上げていいと思いますけれども、その皆さんがどういう形でこの意義を理解されて、短期間に集中的に取り組んでいただけるかということ。

さらには、コストの面で、ご存じのように民間放送事業者は、当社もそうでありませうけれども、相当数が08年度におきましては赤字決算をしておるところであります。当然ながら、地デジの費用というのは織り込んでおりますけれども、それに加えて百年に一度という未曾有の不景気で来ておりますので、市況は相当悪いというところがあります。そういう中で、平成新局と言われる平成になってからできた放送局もたくさんありますし、そういうところに過重な負担を強いることになると、これも相当抵抗が出てくるであろうということについては申し上げるしかないと思います。

そういう意味で、年内というくくりでどこまでを指すのかということは、後ほど改めて④の1)、2)のa)、b)、c)のところ、どこまでかということは明確にしておく必要があると思いますけれども、その後に実はまだまだ問題があるということについてはご認識いただきたいと思います。

それから、関係者等という表現でありますけれども、我々のどこまで含むのかというのがありますが、先ほど申し上げましたように、今回の新方式については、ここに出席されておられます各分野の委員の皆さんが、いろいろなところで協力をしていただけると確信しておりますので、そういう中で、どうやれば目標である2011年7月よりも相当早く実施できるかということについては、これはこうできないのか、あるいはこっちから見るとこうだけれどもということも含めてアイデアを出していただきながら、早急に詰めていきたいと思っております。我々も、いつまでに設定をする、いつまでに始める目標を立てようということは、逆に言うと目標設定があるということは非常にやりやすいと思いますので、それに対して異論を唱えるものでは全くありません。

それからもう一つは、コンテンツ市場でありますけれども、先ほど長田委員からいろいろご指摘がありましたけれども、我々も相当そちらの方では悪者扱いをされておりますが、実はなかなか苦労しているところはあるとして、立場上表現できないものも含めて、既にガイドライン等ができたり、別の分野でこれからできるというようなことがありますけれども、そういう意味では、この委員会があって、いろいろなワーキングがつくられてきて、成果物ができているということは確かだと思いますので、

そこについての記述は私もされた方がいいと、賛成を申し上げたいと思います。

それからもう一つは、堀委員が常々おっしゃっていますけれども、何のためにやっているかというのは、議論のための議論ではないので、まさに市場拡大ということは、イコールお金になることをどうするかということでもありますので、お金になることは我々としてもやっておりますし、当然ながら、委員会の資料の中でもありますけれども、当社において動画の配信の見逃しサービスを始めたのは、実は09年6月ということでもあります。

それは何かといいますと、市場拡大がまだできていないものの、手をつけていかないとおくれをとるということは、それぞれのビジネスとして考えているというところがありますので、2年ぐらい前からの意見で重複するところがあるかもしれませんが、みんなお金になることについては当然ながらやっていくということが1つ。ただし、そのためには、これからビジネスのチャンスを持とうと思われる方については、それぞれの負担をしていただくしかない。先行投資も含めてやっていくしかないのだらうと思っておりますので、そこは共通理解ができてここまで来ているのではないかと思っております。長くなりましたが、以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、関委員、お願いいたします。

【関委員】 民放の事業者としての意見も全部、福田委員がお話しされましたので、若干違うところから感想といいますか、そういう観点で述べさせていただきます。

13ページにもありますように、いろいろなご意見の中で出てきていますけど、とにかく新方式の内容の早期明確化というのがないと一歩も先に行かないんじゃないかということで、この図の下の左側のところの策定、及び④の2)のa)ですか、いわゆる契約条件の策定というところまでをとにかく早期に明確化を図る必要があるだろうと思っています。

1)にありますように、これまでの蓄積もありますが、とにかく早期にやれと言われて、はい、頑張りますということしかないんですが、そこに、年内の目標ということで、先生からも5点ございましたが、その方向で推進を図っていきたいと思っております。

これに関しては、福田委員からも出ましたけど、また他の委員の方からも出ましたけど、やっぱり関係者も協力して推進しないと1年半前と同じことになってしまうなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから１点、チップ化のソフトの話で、先生がご説明いただきましたのは、全くそのとおりだと思います。これは検討のプロセスでちょっとあった、先生のおっしゃるとおりでございますので、もし誤解を生むのだったら、チップかソフトかというような記述はしなくてもいいのかなという感じはちょっとしております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、藤沢委員、お願いいたします。

【藤沢委員】 もうほとんど福田委員と関委員に言っていたので、重複することになるかもしれませんが、私なりの理解で話をさせていただきますと、１３ページの具体的なプロセスの図をごらんいただきまして、真ん中の「ライセンス発行・管理機関の設置」より右側は非常に単純作業なんですけれども、先ほど福田委員からありましたように、数があつて大変であり、左側の部分は、逆にいろいろやることがあつて大変、という特徴があるんだろうと思います。

左側については、とにかく技術方式と運用規定を早く作ってしまつて、契約条件も作ってしまひましよう。その２つができあがると、メーカーさん、作ってくれますよねということがわかるだろうということと、それから、②にあるような補完制度が必要なのか、必要ではないのかということもわかるだろうということで、それらを踏まえてライセンス発行・管理機関の設置という段階に入れるんですよねと、そういう話だろうと思います。ということで、いろいろな関係者の方々がいろいろな作業をやらなきゃいけないということで、おそらくこれが終わったらこれという順番ではなく、かなりいろいろなところをオーバーラップして、工夫して進めていく必要があると。年内ということですので、相当工夫して進めて、関係者で協力し合つてやっていく必要があるんだろうなと思っています。そういうことで、NHKとしても頑張つてやっていきたいと思っています。

それから、チップとソフトウェアという件は、先ほど村井主査にご説明していただいたとおりなんですけれども、１４ページをごらんいただくともっとわかりやすいかなと思います。要は、１４ページの真ん中にライセンス発行・管理機関というものがあつて、今までソフトウェア方式と言っていたのは、受信機メーカーさんにライセンス契約でいろいろな秘密情報を提供して受信機を作ってもらふということなんですけど、もしかすると、受信機メーカーさんが自分のところでチップを作つて受信機を作るかもしれないですね。あるいは他のところでチップを作ってもらつて、それを使って受信機を作りたいというメーカーさんもいるかもしれないということで、その下に

受信機メーカーと同列のような形でチップを作るメーカーさんもいるかもしれないよねと。そこにもこのライセンス機関はライセンスをしてチップを作ってもらい、ちゃんとコピー制御情報に従って受信機を作ってくれるメーカーさんにはそのチップ製造業者から買ってもらえばいい。この2つのやり方が混在するのが、いわゆる技術開示方式という形でまとめたという経緯だと私は理解しています。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 「年内を目標」という記述が入るとというのが大きなポイントかなと。それに向かいまして、技術方式・運用規定の策定をして、当然メーカーとしても協力をさせていただきたいと思っております。

それから、チップかソフトかについてもメーカーは説明しなくてはいけなかなと思っていたんですが、藤沢委員が今きちんと解説してくれたので、これ以上言うことは無いんですが、要するにソフトかチップかといってこれは手段の話なんですね。ソフトでも最後はチップといいますか、メモリーに格納しなくてはいけないということで。そういう意味では、商品企画の自由度、それから開発の自由度、生産上の自由度がB-CASに比べて格段に増えているというご理解をいただければいいのではないかな。B-CASはもう固定していますから、あれしか工夫はありませんが、今回は、A社さんはソフト、B社さんは、例えばA社さんからチップ化したものを買ってくるとか、いろいろな選択肢がある。そういった選択肢が増えるというのは、いろいろなメーカーさんがいらっしゃいますので、メーカーの開発の選択肢が多様になるという理解をしております。これはまさに生産の選択肢、開発の選択肢の拡大につながると思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

こちらからご指名してご発言いただこうとしていた方々は以上ですが、その他どなたかご発言いただける方はいらっしゃいますか。浅野委員、お願いいたします。

【浅野委員】 前回も発言しましたように、目標時期を設定するのですから、あくまでも不確定要素はあるという前提のもとにやるわけですね。絶対にいつまでにできるといときには目標時期とは言わないんですね。だから、ある程度不確定要素がある中で、この時期を目標にして関係者みんなが努力していきましよう。これが企業で目標時期を決めている場合なら、もしそれが実現できなかつたら大変なことになります。あるいはお客様との間において、契約という観点で目標時期を設定して、それができ

なかった場合には大きな問題になります。けれども、この場合は、みんなで協力して合意形成のもとにやっていきたいと思いますという形での目標設定ですから、あまりにも慎重になり過ぎて、できるかどうかということを気にする必要はないのではないかと思います。

これを中間答申に出していく上では、やはり何を、だれが、いつまでにというところのいつまでにという時期が明示されていないと、To Do リストとしての体裁を満たさないで、この時期が入ることを私は信じております。ということで、ぜひ関係者の皆さんが、その目標時期に向かって努力していく、ベストエフォート型で努力していくという認識のもとで考えていけばいいのではないかと思います。

それからもう一つは、高橋委員がおっしゃったチップとソフトウェアということに関してなんですけれども、田胡委員やほかの皆さんもおっしゃっていましたが、あくまでも技術仕様に関して、それをどのように実装するかというところにおいては、これをハードウェアでやるか、ソフトウェアでやるか、あるいはその技術仕様をどこまでをハードウェアにやらせて、どこからソフトウェアにやらせるかというような形で見ると、インプリメンテーションの仕方としては、すべてソフトウェアでやるという形、すべてチップでハードウェアでやるという方法、ハードウェアとソフトウェアの組み合わせでやるという方法、いろいろなバリエーションがあるわけです。そこはメーカーに、どのようなインプリメンテーション、あるいは実装させるかというようなことに対しての自由度を与えておいた方がいいと思うんです。

また、メーカーにメリット、デメリットを聞いたときに、ソフトウェア方式でやったメーカーは、それがいいと言うに決まっていますし、チップでやったメーカーはハードウェア方式がいちばんいいと言うに決まっていますから、そのところにおいても、メーカーにその自由度を与えていくという形で考えておいていいんじゃないかと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。その他。それではまず、三尾委員。

【三尾委員】 中間答申の記載ぶりについて一言述べさせていただきたいのですけれども、12ページ、契約という項目の中で、留意事項が何点か書いてありますが、14ページを見ていただければ明らかなように、このスキームとしては、放送事業者さんやメーカーさんがライセンス発行・管理機関とライセンス契約を締結することが前提になっていると思います。

このライセンス発行・管理機関というのは、今までのお話だと、単独、1つ、複数ないという状況にありますので、競争原理からすると独占禁止法違反の疑いが非常に強い状態にあると言わざるを得ないと思うんです。ライセンス契約の内容によっては、端的に独占禁止法や公取委が規定しているライセンス契約に基づくガイドラインに抵触するおそれがありますので、独占禁止法や関連法規に留意をするということを入れておいた方がいいのではないかと思います。後で、その点を看過しているということになりますと問題かと思いますので。詳細が決まらないうとライセンス契約の内容も決まらないうと思いますが、その危険性があるということについてその点を留意するということを入れておいた方がいいのではないかと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、岩浪オブザーバー、お願いいたします。

【岩浪オブザーバー】 13ページのお話に関しては、もう皆様がおっしゃっているので、大体同じ意見でございます。

8ページ、これは随分前に、うちの会社はパソコン上のソフトウェアであるとはいえ、テレビ録画・視聴システムを開発していたと言いましたが、その観点から申し上げます。8ページを素直に読みますと、村井先生も田胡さんもおっしゃってましたが、まさに実装の方法が多様な選択肢で、結構自由度が上がるということですよね。特にこの技術開示方式というのはそういうことだと素直に受け止めて、非常に喜ばしいことだなと感じました。

ソフトウェアかチップかという議論、ちょっと僕はわからないところがあったんですけど、いずれにせよ、特に強度が変わるわけではないし、浅野さんがおっしゃるように、実装の方法論の話であって、これは別に優劣とかという話じゃないと理解しています。いずれにせよ、こういうふう to 多様な選択肢が出ると、受信機もおそらくいろいろなバリエーションの受信機が出て、それは価格においても、あるいは形状とかそういうものにおいてもそうでしょう。

そうすると、ユーザーにとっては購入の選択肢とか、あるいは視聴の機会とか、あるいはどこで見るかなんていうことも含めて選択肢が増えるんじゃないかと思いますので、これも非常に喜ばしいことだなと感じました。

もう一つ、別件の取引市場に関して、というよりも先ほどの堀委員の意見には大賛成です。堀委員のおっしゃるとおりだと思っております。言うなれば、コンテンツビジネスをもっとITCも使って拡大していこうというテーマで本委員会が始まったと

認識しておりますが、堀委員が言うような事態が実際に起こっていると思います。

以前、ここで、映像関係についてですけど、アメリカ、イギリスの状況などを発表させていただいたり、あるいは、そのときもちょっと触れましたけど、シンガポールのメディアコプの例などもお話ししたように、世界は相当なスピードで動いていますし、先ほどちょっとB e e T Vの話も出ましたが、それと同じじゃないし、比較するわけでもないですけど、新しいマーケットというのは結構あっという間に成立する状態になっていると思うんです。

これはちょっと日本としてはどうかというところかはありますが、AppleのiPhoneが発売されると同時にAppStoreという新しい市場が去年の7月にできました。まだ1年たっていないわけですが、現在までにもう5万本以上のアプリケーションが世界中の開発者によって開発されています。たしか4月でしたか、そのダウンロード数が10億本以上になりました。1年もたたないうちに、まさにあっという間に新しいマーケットができるという時代になっております。

せっかくこの場があって議論するのでしたら、そういった議論をたくさんしたいものだなと感じました。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、何かご意見いただけますでしょうか。

それでは、そろそろ時間となりますので、本日の議論はここまでといたします。大変貴重なご意見をいただきました。それから、最初に高橋委員からご指摘いただいたこと、それから、今、三尾委員からご指摘いただいたことなどは、いろいろ関係者の方におっしゃっていただいたように、13ページに記載されていますが、技術開示方式のプロセスの節目、節目が決まっていけば、そのときに関係者がどういう役割をしていくかという点、つまり、お二方のご意見に関係する、いわばチェックポイントのようなことが出てくると思います。

多分、今回の答申の段階では、先ほど議論したような時期、それから、プロセスそのものを答申の内容として含めていくことが、浅野委員からご指摘いただいたようにいちばん大事なことだろうと認識しています。当然中間答申ですので、今後のプロセスが、この委員会に参加していらっしゃる各方面のいろいろな方々からの視点で、このプロセスをきっちりと見守っていくとか、あるいはそこでいろいろな議論をさせていただくということで、それぞれご指摘いただいた点が、今後、具体化されていくのではないかと考えておりますので、今日皆様からいただいた意見を踏まえて、全体に

関する答申本文を、作成していただきたいと考えております。

それで、本文の案が、今日の議論を踏まえて、一部分できるということでございまして、7月6日の情報通信政策部会でご報告いただくことになりますので、その前に当委員会を開催させていただいて皆様にお諮りしたいと思います。本日、お話しさせていただいた目標時期も、皆様のご意見を踏まえた時期を記入したものとなります。

開催は7月6日、政策部会の当日となりますが、委員の方にはご参加いただいて、チェックをしていただき、同じ6日の午後に私から情報通信政策部会でご報告させていただくというウルトラスケジュールとなります。というわけで、その時まで事務局の方は大変ご苦勞でしょうが、委員の皆様方もいろいろなご意見がございましたら事務局にお伝えください。私からは以上です。事務局からいかがでしょうか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、大変長い期間にわたります審議もあと1回ということになりましたが、答申案文、今の主査のご指示に基づきまして、可能な限り7月6日に開催いたします委員会において皆さんのご了承が得られるよう、最後の努力をしまいたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

【村井主査】 それでは本日の会議は終了でございます。どうもありがとうございました。

以上